

② 平成6年以降の消防広域化

消防の広域化の経緯

● 平成6年9月 「消防広域化基本計画の策定について」(消防庁長官通知)

背景: 小規模消防本部の解消が課題

- 消防広域化基本計画策定指針の策定
 - ・ 都道府県に対し、消防広域化基本計画の策定を要請
 - ・ 広域再編後の消防本部の規模については、地域の実情に応じて検討すること
- 消防広域化基本計画の標準的大綱の策定



● 平成13年3月 「消防広域化基本計画の見直しについて」(消防庁長官通知)

背景: 市町村合併が本格化し、市町村合併との整合性をいかにとるかが課題

- 小規模消防本部の広域再編を進めるに当たっては、市町村合併の推進との整合性を確保
- 消防広域化基本計画の見直しに関する指針の策定
 - ・ 管轄人口については、概ね10万人程度以上とすることがひとつの目安となること



● 平成15年10月 「市町村合併に伴う消防本部の広域再編の推進について」 (消防庁長官通知)

背景: 市町村合併後、従来の消防本部の管轄区域が縮小し、小規模消防本部が生じるおそれ

- 管轄人口が概ね10万人以上となることを基本とした広域再編を想定
- 市町村合併により、結果として従来の消防本部の管轄区域が縮小され、小規模な消防本部が生じることや、消防本部の一層の小規模化を招くことは適当でないこと
- 市町村合併後においても、できる限り一部事務組合又は事務の委託等の広域行政制度を活用して広域的な消防本部を設けることが適当であること



● 平成17年 「今後の消防体制のあり方に関する調査検討会」の開催

背景: 広域化が十分に進んだとはいえない状況、市町村合併に一定の目処

- 現行の消防体制の現状と問題点を整理し、今後の消防体制のあり方について検討
- 消防本部の規模は、管轄人口30万程度以上が一つの目安



● 平成18年2月 消防審議会「市町村の消防の広域化の推進に関する答申」

- 市町村の消防の広域化の推進方策
 - ・ 広域化を推進するための新たな法的措置



● 平成18年6月 消防組織法の一部を改正する法律の施行

市町村の消防の広域化の推進スキーム

(消防組織法第4章 市町村の消防の広域化)

市町村の消防の広域化の理念及び定義 (第31条)

- 理念 市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない。
- 定義 2以上の市町村が消防事務(消防団の事務を除く。)を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること。

消防庁長官の定める基本指針 (第32条)

- 消防庁長官は、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本指針を定める。
 - ・ 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
 - ・ 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

都道府県の定める推進計画 (第33条)

- 都道府県は、広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、推進計画を定めるよう努めなければならない。
 - ・ 広域化対象市町村の組合せ
 - ・ 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
 - ・ 防災に係る関係機関相互間の連携の確保
- 推進計画の策定又は変更の際には、関係市町村の意見を聴かななければならない。
- 都道府県知事は、広域化対象市町村に対し、必要な調整・援助等を行う。

広域化対象市町村の定める広域消防運営計画 (第34条)

- 広域化対象市町村は、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画を作成
 - ・ 消防本部の位置及び名称
 - ・ 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保
- 広域消防運営計画作成のために地方自治法上の協議会を設ける場合には、構成員の特例を設ける。

国の援助及び地方債の配慮 (第35条)

- 国は、都道府県及び市町村に対して、情報の提供その他の必要な援助を行う。
- 広域化対象市町村が推進計画の組合せに基づき広域化した場合は、地方債について特別の配慮を行う。

- 施行期日 : 公布の日 [平成18年6月14日]
- 広域化前に消防長であった者の階級に関する経過措置を定める。

市町村の消防の広域化の推進

消防の広域化の推進状況

● 平成18年6月 「消防組織法の一部を改正する法律」公布・施行

- ・国は、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を策定して自主的な消防の広域化を推進
- ・都道府県は、「基本指針に基づく推進計画を策定

○ 平成18年7月 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」告示

- ・消防本部の管轄人口規模の目標は、おおむね30万以上
- ・広域化実現の期限は、平成24年までを目途
- ・都道府県において推進計画を策定



○ 平成25年4月 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正

- ・消防の広域化の期限を平成30年4月1日まで
- ・おおむね人口30万以上としていた消防本部の規模の目標を、必ずしも30万にとらわれず地域の実情を十分考慮するよう変更
- ・国及び都道府県の支援を集中的に実施する「消防広域化重点地域」の枠組みを創設

重点地域の指定について

- 重点地域の指定は、市町村の消防の現況及び将来の見通し、市町村の意見その他地域の実情を勘案して都道府県知事がその判断により行うもの(平成25年4月1日付け長官通知)
【平成27年4月1日までに12道府県30地域で指定】

● 重点地域の指定の対象となる地域

- ①「今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域」
- ②「広域化の気運が高い地域」

特に、以下の地域については、可能な限り重点地域として指定するよう依頼。

- ・職員数が少ない(例えば50人以下)小規模消防本部で、特に今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがあると考えられる消防本部
- ・非常備町村
- ・広域化を希望しているが、広域化の組合せが決まっていない消防本部(「○○本部を含む地域」という形での指定も可能。)

消防の広域化推進期限(平成30年4月1日)に向け、再検証と速やかな重点地域の指定、更なる支援等の検討等、広域化の推進に一層取り組むよう都道府県知事へ要請(平成27年4月27日付け次長通知)

消防庁の取り組み

- 消防広域化重点地域に対して、消防の広域化に必要な経費等について財政支援
【緊急防災・減災事業債の活用等による消防署所等の整備、消防指令センターの整備】
- 消防広域化推進アドバイザーの派遣について、要望調査を実施し、派遣を展開
- 消防広域化マニュアル、事例集を積極的に広報し、普及を促進

広域化の実績(H27.4.1時点)

- 実績:平成18年消防組織法改正以降、39地域で広域化が実現

※例

- ① 奈良県広域消防組合(管轄人口約91万人) 平成26年4月1日に11消防本部(37市町村)が広域化
- ② 埼玉西部消防局(管轄人口約78万人) 平成25年4月1日に4消防本部(5市)が広域化

消防の広域化に対する財政措置（平成２７年度）

市町村分

消防の広域化に伴って必要となる経費等に対して、ソフト・ハードの両面からの総合的に財政措置を行う。

1 消防広域化準備経費〔特別交付税〕

消防の広域化の準備に要する広域消防運営計画策定経費、広域化協議会負担金、協議会委員報酬、広報誌作成費及び住民意向調査費等の経費について特別交付税措置を講じる。

2 消防広域化臨時経費〔特別交付税〕

消防の広域化に伴い臨時的に必要な次の経費について特別交付税措置を講じる。

- ①消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備に要する経費
- ②本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費
- ③業務の統一に必要なシステム変更、統一規程の整備等に要する経費
- ④その他広域化整備に要する経費

3 消防署所等の整備〔緊急防災・減災事業債〕

(1) 広域消防運営計画等に基づき、必要となる消防署所等（一体的に整備される自主防災組織等のための訓練・研修施設を含む。）の増改築（再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築を含む。）

(2) 統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築

(3) (1)、(2)以外の整備〔一般単独事業債〕
充当率９０％〔通常充当率：７５％〕

※ 消防署所 消防署、出張所及び指令センター

緊急防災・減災事業債

○ 対象事業

地域の防災力を強化するための施設の整備、災害に強いまちづくりのための事業などの地方単独事業等を対象

○ 財政措置

- ・ 地方債充当率 １００％
- ・ 交付税算入率 ７０％

4 消防指令施設（指令装置等）の整備〔緊急防災・減災事業債〕

国の周波数再編に伴い平成２８年度までに完了する高機能消防指令センターで複数の消防本部が共同で整備するもの又は市町村の消防広域化に伴い整備するものの整備を支援する。

5 消防用車両等の整備〔緊急防災・減災事業債〕

広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備を支援する。

6 その他

○ 国庫補助金の配分について

消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。

都道府県分

1 消防広域化推進経費

重点地域の指定や協議会への参画、調査研究、広報啓発等、都道府県がその役割を果たすための事業等を実施する体制の整備に必要な経費について普通交付税措置を講じる。

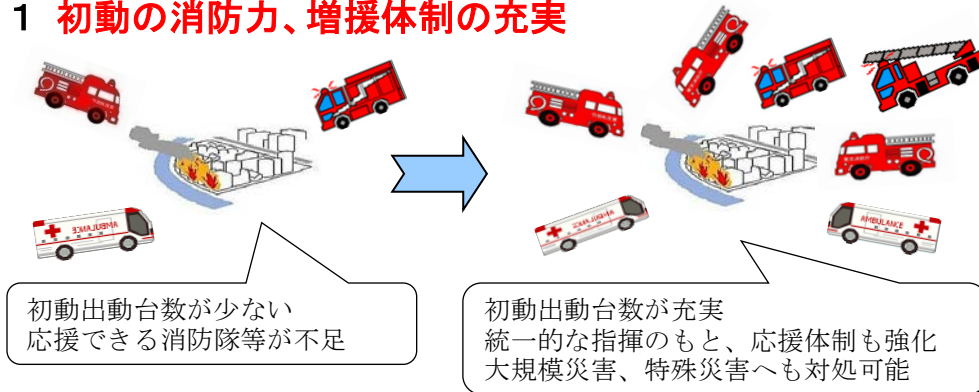
2 広域対象市町村に対する支援に要する経費〔特別交付税〕

広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の経費について特別交付税措置を講じる。

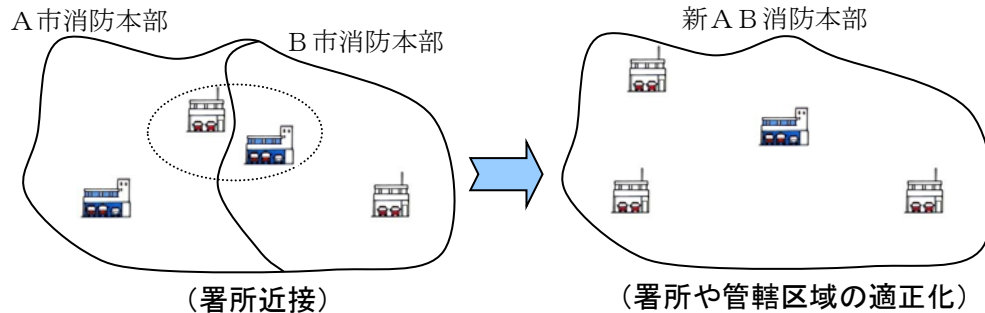
広域化により期待できるメリット

① 住民サービスの向上

1 初動の消防力、増援体制の充実



2 現場到着時間の短縮



<初動の消防力、増援体制の充実及び現場到着時間の短縮の例>

- 災害現場への迅速な増援が可能となった。(北はりま消防本部)
- 第1出動体制ではしご車を出動させることができなかった地域に、はしご車を出動させることができるようになった。(埼玉東部消防組合消防局)
- 第1出動体制で消防車両が5台出動していた地域に7台出動させることが可能となった。(宇部・山陽小野田消防局)
- 構成市の隣接地域で発生した災害現場への到着時間の短縮が図られた。(砺波地域消防組合消防本部)
- 救急自動車の現場到着時間が短縮され、広域化前に発生していた全車出動による救急自動車の不在状態が解消された。(埼玉西部消防局)

(例)小田原市消防本部における広域化前後の効果の実例

○火災初動対応(第一出動)時の広域化前後の出動車両数 比較

火災発生地	出動車両台数	
	ポンプ車等	
	広域化前	広域化後
松田町神山地区(建物火災)	6	10
小田原市曾比地区(その他火災)	6	10
小田原市栢山地区(建物火災)	6	10
南足柄市塚原地区(建物火災)	6	10

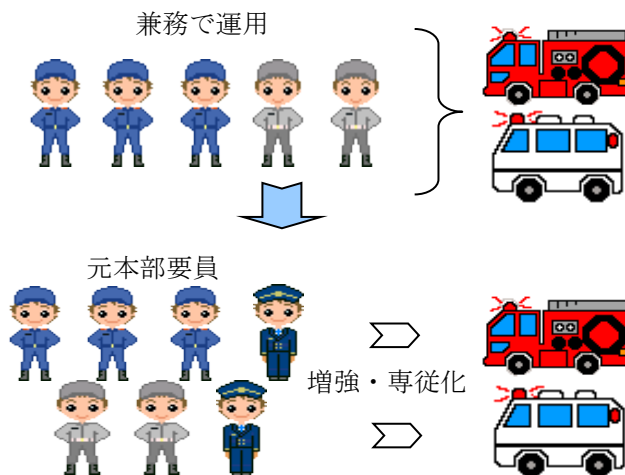
○救急出動における広域化前後の現場到着時間比較 (平成25年4～8月期)

(単位 分:秒)

地区名	H24年(広域化前) 平均所要時間 <覚知～現着>	H25年(広域化後) 平均所要時間 <覚知～現着>	時間短縮効果
小田原市小竹	12:11	7:20	△4:51
小田原市小船	11:27	8:41	△2:46
小田原市沼代	11:10	9:18	△1:53
小田原市北ノ窪	7:33	6:32	△1:01
大井町上大井	10:44	8:54	△1:51
大井町西大井	10:18	8:05	△2:13

② 人員配備の効率化と充実

1 現場要員の増強



2 予防業務・救急業務の高度化・専門化



<現場要員の増強や予防業務・救急業務の高度化・専門化の例>

- 管轄人口が中核市規模となったことを踏まえ高度救助隊を発足させることができた。(小田原市消防本部)
- 本部機能の統合により警防要員を増員し、新たに指揮隊を2隊配備することができた。(宇部・山陽小野田消防局)
- 非常備消防であった舟橋村に分遣所が整備され、平成26年10月運用開始。(富山県東部消防組合消防本部)

(例)佐賀広域消防局(佐賀県)

消防の広域化に併せて署所を新設し、消防力の拡充を行った例



神埼消防署吉野ヶ里出張所を新設（平成27年2月運用開始）
広域化による財政支援及び人員配備の効率化により、出張所を新設

(例)奈良県広域消防組合消防本部

○ 消防通信指令業務、本部機能の統合による現場等への人員再配置効果

(広域化前)	11消防本部体制	広域化	平成33年度体制	人員の再配置効果	
本部要員	276名		120名	△156	△210
通信指令要員	94名		40名	△54	

③ 消防体制の基盤の強化

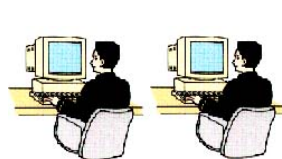
1 高度な消防設備、施設等の整備



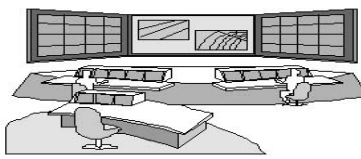
必要最小限の車両を整備



特殊車両等を計画的に増強整備可能

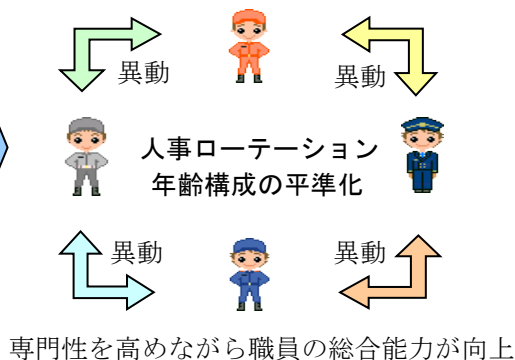
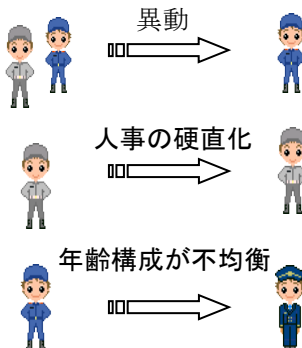


個別に小規模な設備を整備



高機能な設備を一元的に整備可能

2 適切な人事ローテーションによる組織の活性化



<高度な消防設備、施設等の整備及び組織の活性化の例>

- 職員の長期間の派遣、研修受講等の人員確保が容易になり、職員の資質向上が図れるようになった。(置賜広域行政事務組合消防本部)
- 重複投資の回避による経費節減が図られ、財政規模が拡大したことにより高度な施設等を計画的に整備できるようになった。(東近江行政組合消防本部)
- ネットワークの構築(人事給与、財務会計、文書管理システム及びグループウェア)により、事務の効率化が図れた。(泉州南広域消防本部)

(例)北はりま消防本部(兵庫県)

○高機能消防指令センター

広域化前の3本部がそれぞれ消防指令センター(装置)を整備した場合、その見積額の合計は11億4千万円であった。

それが、広域化によって5億8千万円(見積額)で、より高機能な消防指令センター(装置)を整備することが可能となった。

さらに、国の財政措置を活用することでより支出を抑えることが可能。



(例)埼玉東部消防組合消防局(埼玉県)

○ 人事ローテーションによる組織の活性化

旧本部単位では異動先が少なく、人事の硬直化が課題であったが、広域化後、異動先が増えたことにより組織の活性化が図れた。

(例)宇部・山陽小野田消防局(山口県)

○ 派遣研修の充実

広域化により人員確保が容易になり、消防大学校及び県消防学校への職員の派遣が可能となった。

広域化による効果等の実態調査の結果について

○調査対象：平成 18 年 6 月から平成 27 年 3 月 31 日までの間に消防の広域化を実現した 35 消防本部

1 消防の広域化による効果

消防の広域化による効果については、消防業務の質の向上（①～⑧）、高度な資機材の整備、組織の活性化等（⑨～⑬）、経費削減（⑭～⑯）のほぼ全ての項目で効果がある。とされている。

その中でも、特に初動の消防力、増援体制の強化等、住民サービスの向上に対する評価が高い。

消防の広域化の効果	◎	○	△	×
①初動の消防力の拡充が図られた。	18	8	4	3
②増援体制の増強が図られた。	18	10	2	3
③現場到着時間の短縮ができた。	7	11	7	7
④その他住民サービスの向上が図られた。	3	18	10	3
⑤本部機能の統合等により他の業務に要員を増強した。	8	17	5	3
⑥旧小規模消防エリアの予防事務の処理水準が向上した。	0	20	10	3
⑦旧小規模消防エリアの救助活動の活動水準が向上した。	2	20	9	3
⑧その他業務の高度化・専門化が図られた。	2	15	12	4
⑨人員確保が容易になり、研修等の人材育成の機会が増えた。	0	13	9	12
⑩人事ローテーションが多様化し、組織が活性化した。	4	15	11	3
⑪ノウハウの共有化により職員の知識等が向上し、活性化された。	2	21	10	0
⑫非番招集の回数が大幅に減った。	3	12	9	9
⑬年次休暇を取得しやすくなった。	0	3	8	23
⑭高度な施設、資器材等が整備できた。	3	16	9	6
⑮必要な車両、資器材の整備が進んだ。	3	9	14	8
⑯経費削減効果があった。（指令台、消防署所、消防車両）	10	10	6	7
⑰上記以外の広域化による効果があった。	1	6	2	20
⑱⑯以外での経費削減効果があった。	2	13	7	9

◎：特に効果があった ○：効果があった △：限定的な効果 ×：効果が現れなかった

ア：消防の業務の質の向上（主な具体例）

- ・ 本部機能の統合により、現場要員の増強（最大 5 8 名）や本部専門職（庶務、予防、火災調査等）の増強
- ・ 現場到着時間の短縮（最大 1 3 分 3 9 秒）
- ・ 予防関係マニュアルやシステムの導入等による予防処理水準の向上

- ・ 高度救助隊の発足や合同訓練・研修等による救助活動水準の向上
- ・ 救命講習の充実や、PA 連携の強化による救急業務の向上

イ：組織の活性化等（主な具体例）

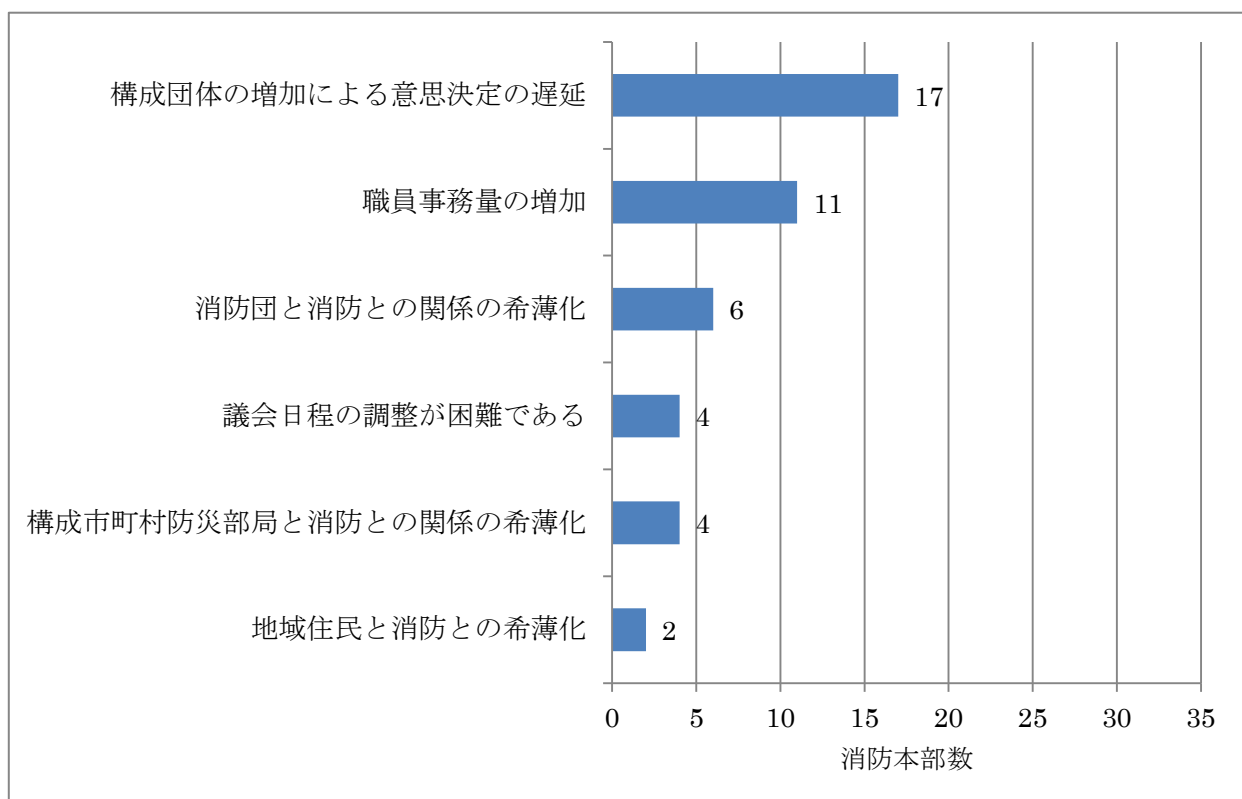
- ・ 異動先の増加により、業務の幅が広がり、職員の意識が向上
- ・ ノウハウの共有による職員の知識の向上

ウ：経費削減効果（主な具体例）

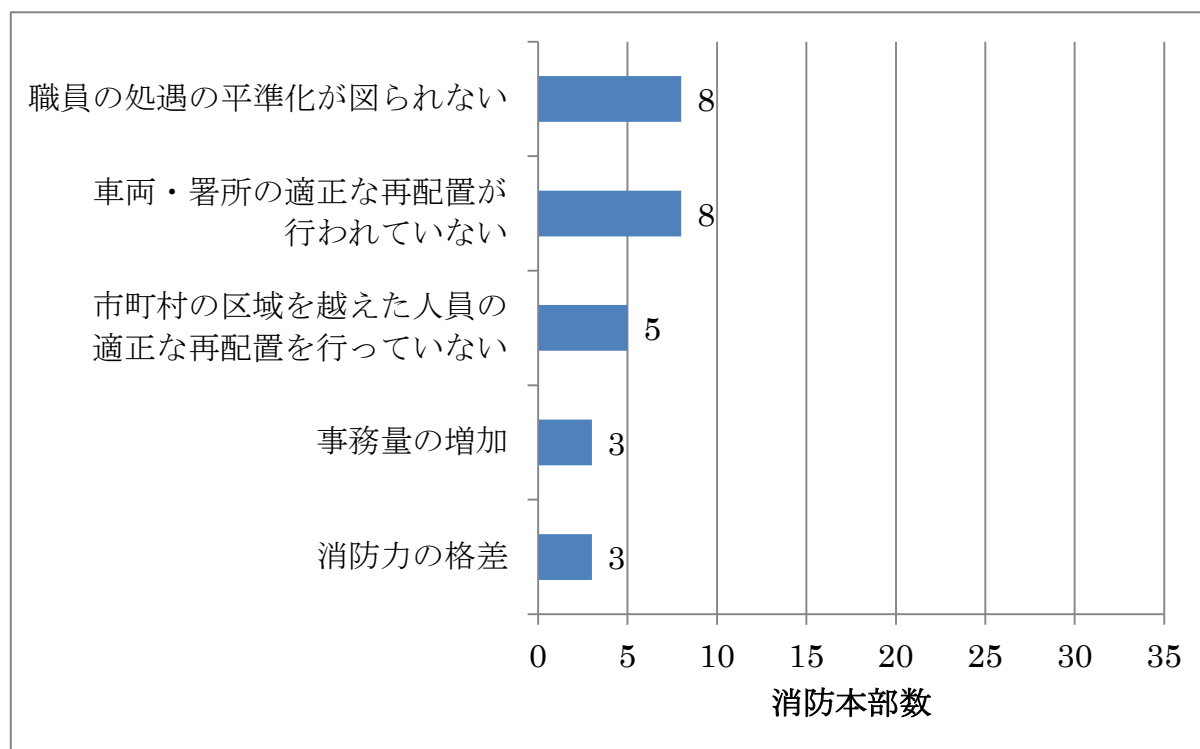
- ・ 共同で指令台を整備（28 消防本部）
単独整備と比べて、共同整備を行うと 49.8%の削減効果があった（19 本部の平均）
- ・ 共同で消防救急デジタル無線を整備（7 消防本部）
単独整備と比べて、共同整備を行うと 38.7%の削減効果があった（平均）
- ・ 消防署所の再編（8 消防本部）
 - ・ 消防署所の新設（広域化により複数配置が 1 つの署所の整備で済んだ）により 50%の削減効果があった（1 本部）
 - ・ 消防署所の統廃合等による再編により 4.4%の削減効果があった（1 本部）
- ・ 消防車両の廃止・配置換え（14 消防本部）
消防署所の再編に伴わない消防車両の廃止や配置転換により、44.8%の削減効果があった（8 本部の平均）
- ・ 消防車両の廃止・配置換えの今後計画（5 消防本部）
今後の計画による消防車両の廃止・配置換えにより 50%の削減効果を見込んでいる（3 本部の平均）

2 消防の広域化の課題について

（1） 消防の広域化により新たに生まれた課題



(2) 消防の広域化後もなお存在する課題



都道府県における消防の広域化推進の取組について

1 都道府県が果たしてきた役割と広域化の進捗

(1) 推進計画の策定

- ・消防組織法第33条に基づき、市町村の消防の広域化の推進する計画として策定（45都道府県）

※ 都道府県全域を1つの消防本部とする計画を立てた都道府県（13都道府県）

- ・推進計画を策定していない都道府県（2県）

新潟県：各市町村に広域化の機運がないとの理由

鳥取県：既に3消防本部となっており、広域化が実現していると判断

- ・推進計画を達成した都道府県（2県）

滋賀県、佐賀県の2県については、当初の推進計画通りに消防の広域化を実現

- ・その他の45都道府県では、消防の広域化の進捗は見られないか、一部地域での消防の広域化の実現にとどまっている。

消防の広域化の進捗状況

平成27年4月1日現在

	都道府県	本部数	10万未満の本部			平成18年6月以降 広域化した消防本部数
			本部数	本部数 割合	人口 割合	
1	北海道	63	54	85.7%	36.2%	5
2	青森	11	8	72.7%	29.6%	2
3	岩手	12	8	66.7%	34.8%	0
4	宮城	12	7	58.3%	21.5%	0
5	秋田	13	11	84.6%	57.1%	0
6	山形	12	8	66.7%	36.6%	2
7	福島	12	4	33.3%	13.0%	0
8	茨城	24	12	52.0%	18.5%	2
9	栃木	13	4	30.8%	16.1%	0
10	群馬	11	4	36.4%	15.9%	0
11	埼玉	28	8	28.6%	7.8%	2
12	千葉	31	10	32.3%	10.2%	0
13	東京	5	4	80.0%	0.8%	1
14	神奈川	25	10	40.0%	4.7%	1
15	新潟	19	14	73.7%	33.3%	0
16	富山	8	4	50.0%	23.4%	3
17	石川	11	8	72.7%	37.6%	0
18	福井	9	7	77.8%	51.5%	0
19	山梨	10	8	80.0%	53.0%	0
20	長野	13	6	46.2%	15.7%	1
21	岐阜	22	16	72.7%	37.8%	0
22	静岡	25	12	48.0%	14.0%	2
23	愛知	36	18	50.0%	15.0%	0
24	三重	15	9	60.0%	24.4%	0

	都道府県	本部数	10万未満の本部			平成18年6月以降 広域化した消防本部数
			本部数	本部数 割合	人口 割合	
25	滋賀	7	1	14.3%	3.7%	1
26	京都	15	11	73.3%	26.3%	0
27	大阪	28	8	28.6%	5.1%	4
28	兵庫	24	11	45.8%	12.7%	3
29	奈良	3	0	0.0%	0.0%	2
30	和歌山	17	15	88.2%	50.5%	0
31	鳥取	3	0	0.0%	0.0%	0
32	島根	9	7	77.8%	46.3%	0
33	岡山	14	11	78.6%	28.8%	0
34	広島	13	6	46.2%	8.7%	1
35	山口	12	6	50.0%	23.0%	1
36	徳島	13	12	92.3%	66.6%	0
37	香川	9	6	66.7%	27.6%	0
38	愛媛	14	10	71.4%	35.7%	0
39	高知	15	14	93.3%	54.9%	0
40	福岡	25	15	60.0%	19.6%	1
41	佐賀	5	1	20.0%	9.2%	2
42	長崎	10	6	60.0%	12.9%	0
43	熊本	12	6	50.0%	19.0%	1
44	大分	14	12	85.7%	49.8%	0
45	宮崎	10	7	70.0%	32.3%	1
46	鹿児島	20	17	85.0%	47.9%	1
47	沖縄	18	14	77.8%	51.3%	0
合計		750	450	60.0%	17.8%	39

(2) その他の消防の広域化を推進していくための取組

一方で、消防の広域化を推進していく観点から、下記①～③の取組を実施している都道府県が一定数存在した。

① 消防の広域化の気運醸成や効果についての勉強会等の開催

40都道府県において実施

② 広域化を具体的に進めるための協議会や協議組織に職員を派遣

6都道府県において実施

③ 都道府県独自の広域化推進のための財政支援措置

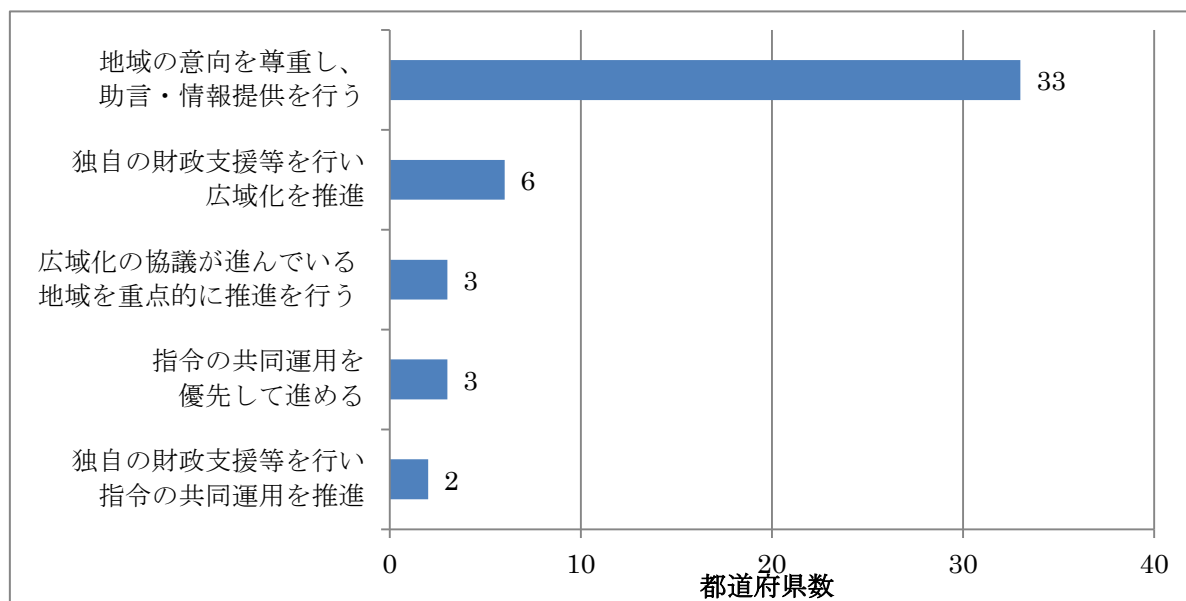
13都道府県において実施

都道府県の取組状況による消防の広域化の実現状況を見てみると、会議等の参加に加え、職員の派遣又は独自の財政措置を実施している都道府県においては、広域化の実現割合(一例でも消防の広域化が実現した割合)が高い。一方で、会議等への参加のみにとどまる都道府県又はこれらの支援措置を行っていない都道府県においては、広域化の実現割合が低い。

会議等の参加	○	○	○	○	×
職員の派遣	○	○	×	×	×
独自の財政措置	○	×	○	×	×
都道府県数	3	3	10	24	7
広域化を実現した都道府県数	3	3	7	7	1
広域化実現割合	100.0%	100.0%	70.0%	29.2%	14.3%

2 期限内の取組方針

- (1) 広域化に関し財政支援や協議会等への職員の派遣を行い、積極的に広域化を推進していく、又は、協議が進んでいる地域を重点的に推進していくのは9都道府県（19％）にとどまる。
- (2) 具体的な支援は行わず、地域の意向を尊重し、助言・情報提供をしていくのみとしているのは33都道府県（70％）
- (3) 一方で消防の広域化の積極的な推進にまでは至らないものの、消防指令業務の共同運用について推進しているものは5都道府県（11％）



3 消防の広域化に関する課題意識（複数回答あり）

各都道府県において消防の広域化を推進していく上での課題として、消防の広域化のメリットが説明できないと回答したのは25（53％）、市町村長等の意向と回答したのは11（23％）、市町村合併によりある程度の規模となっていると回答したのは7（15％）となっている。

